

今月号のP16「会議所からのお知らせ」に掲載いたしました兵庫県最低賃金について、編集締切後に新しく令和4年12月1日発効の『特定（産業別）最低賃金』が発表されました。12月以降は下記の表をご参照下さい。

# 兵庫県の最低賃金

兵庫労働局

★地域別最低賃金

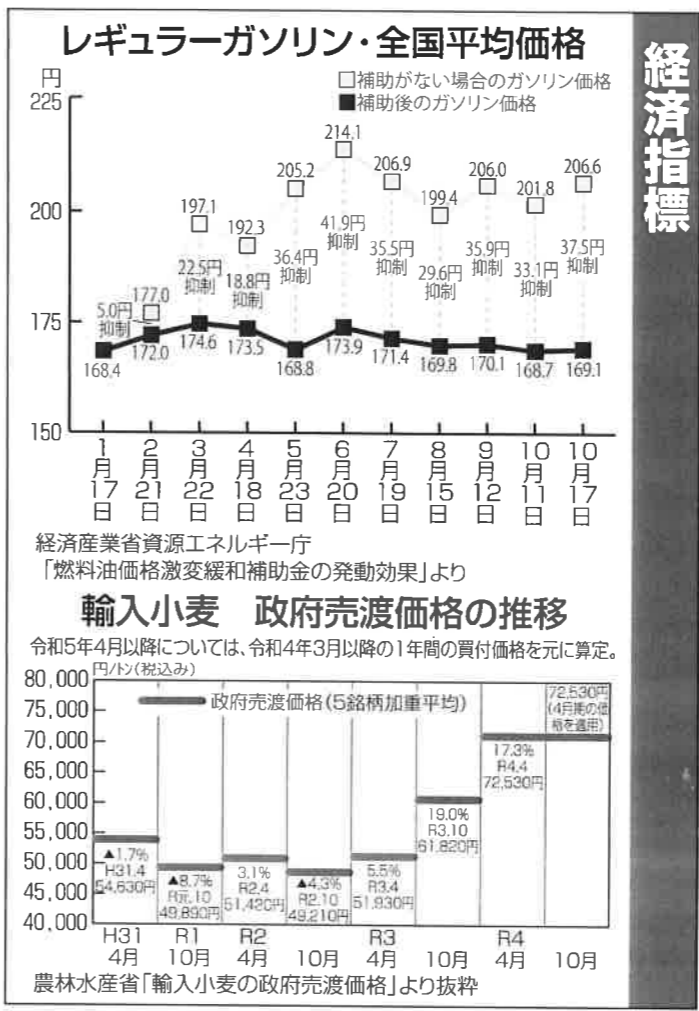
兵庫県最低賃金	時間額	発効日	兵庫県内の事業場で働くすべての労働者について、この兵庫県最低賃金が適用されます。
	<b>960円</b>	令和4年10月1日	

★特定（産業別）最低賃金

最低賃金の適用業種	時間額	適用する使用者	適用除外する労働者
塗料製造業	<b>1,000円</b> 令和4年12月1日発効	兵庫県域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 塗料製造業 (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 親持株式会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業種に主として従事する者 イ 漁業、水揚げ、軽易な運搬又は採掘の業務 ロ 季節労働者による小規模の包造、袋詰め又は梱包の業務 ハ 季節労働者による小規模の包造、袋詰め又は梱包の業務
鉄鋼業	<b>1,024円</b> 令和4年12月1日発効	兵庫県域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 鉄鋼業 (2) 親持株式会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業種に主として従事する者 イ 漁業、水揚げ、軽易な運搬又は採掘の業務 ロ 季節労働者による小規模の包造、袋詰め又は梱包の業務 ハ 季節労働者による小規模の包造、袋詰め又は梱包の業務
はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業	<b>993円</b> 令和4年12月1日発効	兵庫県域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) はん用機械器具製造業 (2) 生産用機械器具製造業 (3) 業務用機械器具製造業 (4) 親持株式会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業種に主として従事する者 イ 漁業、水揚げ、軽易な運搬又は採掘の業務 ロ 季節労働者による小規模の包造、袋詰め又は梱包の業務 ハ 季節労働者による小規模の包造、袋詰め又は梱包の業務 ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品品の整理の業務 ホ 材料の運搬、洗浄、取換え、印刷又は梱包の業務(これらの業務のうち複数の中で行う業務を除く。)
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	<b>961円</b> 令和4年12月1日発効	兵庫県域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2) 電気機械器具製造業(仮設内計測器製造業(心電計製造業を除く。))及び情報通信機械器具製造業 (3) 情報通信機械器具製造業 (4) 親持株式会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業種に主として従事する者 イ 漁業、水揚げ、軽易な運搬又は採掘の業務 ロ 季節労働者による小規模の包造、袋詰め又は梱包の業務 ハ 季節労働者による小規模の包造、袋詰め又は梱包の業務 ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品品の整理の業務 ホ 材料の運搬、洗浄、取換え、印刷又は梱包の業務(これらの業務のうち複数の中で行う業務を除く。)
輸送用機械器具製造業	<b>1,034円</b> 令和4年12月1日発効	兵庫県域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 自動車・軽自動車・軽トラック製造業 (2) 自動車・軽自動車・軽トラック製造業 (3) 自動車・軽自動車・軽トラック製造業 (4) 親持株式会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業種に主として従事する者 イ 漁業、水揚げ、軽易な運搬又は採掘の業務 ロ 季節労働者による小規模の包造、袋詰め又は梱包の業務 ハ 季節労働者による小規模の包造、袋詰め又は梱包の業務 ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品品の整理の業務 ホ 材料の運搬、洗浄、取換え、印刷又は梱包の業務(これらの業務のうち複数の中で行う業務を除く。)
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	<b>963円</b> 令和4年12月1日発効	兵庫県域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業 (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 親持株式会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業種に主として従事する者 イ 漁業、水揚げ、軽易な運搬又は採掘の業務 ロ 季節労働者による小規模の包造、袋詰め又は梱包の業務 ハ 季節労働者による小規模の包造、袋詰め又は梱包の業務
自動車小売業	<b>963円</b> 令和4年12月1日発効	兵庫県域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 自動車小売業(軽自動車小売業(軽自動車販売)を除く。) (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 親持株式会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業種に主として従事する者 イ 漁業、水揚げ、軽易な運搬又は採掘の業務 ロ 季節労働者による小規模の包造、袋詰め又は梱包の業務 ハ 季節労働者による小規模の包造、袋詰め又は梱包の業務
繊維工業	<b>960円</b> 兵庫県最低賃金 令和4年10月1日発効	※兵庫県最低賃金が、繊維工業最低賃金を上回ったことから、兵庫県最低賃金が適用されます。	
各種商品小売業	<b>960円</b> 兵庫県最低賃金 令和4年10月1日発効	※兵庫県最低賃金が、各種商品小売業最低賃金を上回ったことから、兵庫県最低賃金が適用されます。	



最低賃金制度のマスコット  
チェックマン 特技：みんなの最低賃金の確認



### 兵庫県最低賃金が改訂されました

#### 兵庫県最低賃金 ( )は前年最低賃金

地域別最低賃金 (令和4年10月1日より)	時間額
兵庫県最低賃金	<b>960円</b> (928円)

産業別最低賃金	時間額
繊維工業	※ <b>928円</b> (900円)
塗料製造業	<b>995円</b> (973円)
鉄鋼業	<b>992円</b> (964円)
はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業	<b>960円</b> (944円)
電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	<b>930円</b> (902円)
輸送用機械器具製造業	<b>1,002円</b> (978円)
計量器・測定器・分析機器・試験機・ 測量機械器具製造業	<b>931円</b> (903円)
各種商品小売業	※ <b>928円</b> (900円)
自動車小売業	※ <b>930円</b> (901円)

※については、令和4年10月1日より兵庫県地域別最低賃金が上回ったことから、地域別最低賃金が適用されます。

## 11月の会議所カレンダー

日曜日	行事	日曜日	行事
1	火 第179回臨時議員総会	18	金 (無料)法律相談
4	金 (無料)法律相談	20	日 第162回日商簿記検定試験
5	土 第19回商工祭 加古川楽市(～6日)	21	月 通行量調査
10	木 女性会 チャリティ/第26回靴下まつり	22	火 サイバーセキュリティセミナー2022、(無料)不動産相談
14	月 第14回会員交流ボウリング大会	27	日 青年部 地域活性化フェスティバル
15	火 (無料)金融相談	28	月 令和4年度第3回常議員会
16	水 消費税インボイス制度対策セミナー		
17	木 一日公庫(金融相談会)		

【個別経営相談会】8・9・15・16・22・29・30日

●「個別経営相談会」は事前予約が必要です。あらかじめご相談内容をお知らせください。(※)  
●無料相談は、変更・中止となることがあります。お手数ですが、事前にお問合せください。  
⇒日本政策金融公庫による「金融相談」はWEBミーティング形式での相談となりますので、事前予約が必要です。(※)  
⇒「不動産相談」は当面の間【完全予約制】の【電話相談のみ】となり、11月16日(水)までに予約が必要です。(☆)  
《問い合わせ・予約連絡先》 ※印:加古川商工会議所 電話079-424-3355  
☆印:(一社)兵庫県宅地建物取引業協会 加古川支部 電話079-424-0832

### 商工かこがわ11月号

発行 2022年11月1日  
発行人 加古川商工会議所  
〒675-0064 加古川市加古川町溝之口800  
TEL (079) 424-3355(代表)  
FAX (079) 424-7157  
印刷所 加古川印刷事業協同組合

### 広報委員の“つぶやき”

弊会議所現体制での3年間の広報委員会活動の有終の美を飾る「つぶやき」。前島委員長率いる広報委員会に所属し、時にはサボルことはあれど、何とかお役目を全う？出来たかな？多分次年度委員会も同じメンバーになりそうなの不吉な予感も、さて、的中するでしょうか？次年度の委員会に出席して確かめないと・・・(T\_T)

### 「今月の“とんな日”」

●アロマの日(3日)  
ヨーロッパで生まれ育った香りの文化「アロマテラピー」を日本文化のひとつとして定着させることを目的に、「文化の日」と同じ11月3日を記念日としました。今月の表紙はアロマ専門店。「香りのある暮らし」に興味のある方は是非。

会議所からの「おしらせ」